

福島県知事 佐藤雄平様

福島県労働福祉協議会
会長 羽田則男

要 請 書

県政発展と県民生活向上に尽力されている貴職に敬意を表します。

同時に、日頃から福島県労働福祉協議会がすすめる、相互扶助の精神に基づく勤労県民の生活と福祉向上に向けた活動に、ご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、経済状況は2008年秋に発生したアメリカ発金融危機は世界同時不況を招き、企業倒産や大量失業が深刻となっています。日本国内に与える影響も極めて深刻な現状にあります。とくに、経済対策と雇用対策をはじめとする諸課題の対策が急がれています。

一部に景気は底を打ったといわれていますが、とくに本県など中小・零細企業中心の地方経済は景気回復の実感はなく、勤労県民の日常生活でも実感できない現状にあります。

雇用環境は、完全失業率が5.3%（2009年9月末）で、有効求人倍率では全国平均が0.43倍で本県は0.33倍にとどまり、都市部と地方の求人格差も顕著となっています。

さらに、地域間・雇用形態による所得の格差拡大や、働きたくとも働けない希望を持てない社会をはじめ、社会保障費の負担増と福祉切捨ては将来不安を増大させ、日常生活の厳しさに追い打ちをかける結果となっています。

福島県労働福祉協議会は、加盟構成団体が勤労県民の立場から検討を深め要請事項をとりまとめました。

つきましては、2010年度（平成22年度）の県政執行ならびに予算編成にあたり、趣旨を十分勘案され反映されますよう要請いたします。

2010年度対県要請

1. 福島県労働運動史の継続発刊について

福島県労働運動史は平成10年1月29日に第10巻（対象期間昭和45年1月～昭和49年12月）が発行され、貴重な歴史資料の役割を果たしてきています。

今般、昭和50年以降63年までの年表づくりに着手されました。とくに、昭和50年以降は激動の時期であり、県民にとり貴重な歴史資料となることから早期に継続発刊されるよう要請します。

2. 多重債務者対策について

多重債務が社会問題となり、とくに「グレーゾーン金利」と過剰貸付がその大きな要因であったことから、2006年末に「改正貸金業法」が成立しました。

同法は、法改正後段階的に施行され、上限金利の引き下げや過剰貸付の禁止（総量規制）などが、本年12月から明年6月までの間に完全施行となります。

法律改正と多重債務対策による一定の効果は現れています。しかし、依然自殺者が増加し続け、その主たる要因が「健康問題」に続き、「経済苦」に起因していることから対策は急務となっています。

ついては、多重債務対策強化に関し防止・解決にむけ下記について要請します。

- (1) 福島県多重債務者対策協議会設置後の取り組みを明らかにされたい。
- (2) 福島県における多重債務者数を明らかにすると同時に、多重債務者の救済は早期発見と早期対策が有効であることからその方針を示されたい。
- (3) 多重債務対策プログラムで、市町村自治体に「相談窓口」の設置を求めています。県内の設置現状と未設置自治体への対策方針を示されたい。
- (4) 県民への法律改正内容の周知、啓発による相談窓口への誘導は有効な施策といわれています。多重債務者対策が自殺防止対策にも連動することから、関係部署の連携強化と対策方針を示されたい。

また、被害に遭わないための予防対策として、身近な窓口となるよう民間団体との連携や提携も有効な施策であり、窓口の委託提携などを含め検討されたい。

- (5) 社会問題となっている架空請求・不当請求、悪質訪問契約、ヤミ金融及び振り込め詐欺など、ますます悪質な手口による被害が後を立ちません。

福島県における対策の取り組みは先進県と認識しております。しかし、被害は後を絶たず多くの県民が被害者となっており、被害に遭わないための啓発と悪質事業者の監視・取締りを強化されたい。

- (6) 相談者にとり消費生活相談員への期待は極めて重要な窓口となっています。したがって、相談員は期待に応えるための知識の習得や経験が求められます。

相談体制充実のため、相談員の身分の安定化、権限の附与、待遇の改善などが重要であることから具体的な対策方針を示されたい。

- (7) 金銭トラブルは、クレジット、サラ金、携帯電話、新手の手法での「振り込め詐欺」など若年者を含め大きな社会問題となっています。当協議会は2005年から消費者教育・啓発活動である「高校生のための消費者講座」を開講し、ボランティアで経験豊富な講師を派遣してきています。

4年間で38講座5,115名が受講（年度内予約を含む）しています。2010年度引き続き実施いたします。つきましては、下記について周知と協力を要請します。

- ① 県内の各高校に対し本講座開講とその意義についての周知方を引き続き要請します。
- ② 県が主催する学校教職員関係者や父兄の皆様の、会議・会合などでの本講座の紹介と利活用を要請します。

3. 生活保護対策について

生活保護を必要とする人々の、生活保護法の趣旨に基づく申請が速やかに行えるよう対処されたい。

また、生活福祉資金貸付制度や、新たに実施される手当ての新設、各種給付や融資制度などの速やかな周知を要請します。

4. 助成金の増額について

相互扶助の精神に基づく勤労県民の生活と、福祉の向上を目的とした当協議会の役割はますます重要となっています。社会の変化から生じる課題はますます多岐にわたる状況にあります。

少子高齢社会の進行と核家族化の進行、団塊世代の大量退職による人口構造の変化や労働力人口の変化など、様々な分野で対策と対応が求められています。

当協議会も今日までの事業に、社会の変化と新たな課題に対応できる新事業の展開が求められることから、従前より実施してきた各種相談事業に加え文化、ボランティア活動に関する情報提供や、環境保全の里山づくりなど、共同・共生から地域の再生をめざし「ライフサポートふくしま」（生涯生活支援センター）を設立しました。

つきましては、新規活動に理解を賜り助成の増額を検討いただくよう要請します。

5. 勤労者互助会および勤労者福祉サービスセンターの支援について

- (1) 中小企業・零細企業の勤労者に福利厚生を提供する団体である勤労者互助会および中小企業福祉サービスセンターは、市町村の財政難などにより運営は厳しさを増しています。とくにサービスセンターは、国庫補助金の打ち切りが迫っているため危機的状況となっています。福祉の格差を拡大させないための設立趣旨にのっとり、県として継続・発展に向け財政支援と具体的な指導性を発揮されるよう要請します。
- (2) 中小企業福祉サービスセンターは、県内4市のサービスセンター以外は基準に該当しないことから、4市以外の中小・零細企業の勤労者間の格差が拡大しています。可能な限り県内の勤労者がサービスを楽しむよう、広域サービスセンター方式を含め県の指導を要請します。

6. 消費者行政の一元化と充実強化について

- (1) 消費者庁設置や地方消費者行政充実強化に基づき、平成16年策定された「福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」について、消費者基本計画の策定を含め、実効性ある内容に見直しを行うよう要請します。

- (2) 福島県消費者行政活性化計画では、庁内各部局との連携体制の構築として「福島県消費者問題調整会議の設置・運営」が明記されています。設置要綱、構成メンバー、具体的な内容を明らかにするとともに、会議の開催内容を公開されたい。
- (3) 政府が7月1日に通知した、「改正地方消費者行政活性化基金運営管理要領」に基づく事業計画を充実強化されるよう要請します。
- (4) 県及び県内全市町村自治体で、平成23年度が平成20年度より消費者行政予算が上回ることで地方消費者行政活性化基金を使用できることから、消費者行政強化のための財源確保を要請します。

7. 福祉灯油の継続、自治体間の不公平の是正等の指導強化について

福祉灯油の継続と市町村間における不公平の解消と、より充実した福祉灯油となるよう指導強化を要請します。

8. レジ袋削減の取り組みについて

レジ袋無料配布中止が県内全体で早急に実現できるよう、県の指導性を発揮されるよう要請します。

9. 医療・福祉分野に関する要請

- (1) 国保減免制度を充実し、滞納者増を防ぐよう市町村への指導を強化されたい。
- (2) 国保現物給付（受診）の際の一部負担金の減額もしくは免除措置を整備し、負担金未納者を生まないように市町村の指導援助を強化されたい。
- (3) 新型インフルエンザ以外の、従来型のインフルエンザ予防ワクチンも十分確保するよう、関係機関への働きかけと対策を強化されたい。
- (4) 本年4月に改定された介護認定制度は、とくに認定が軽度に出る傾向が顕著であり、当面は一旦改定前に戻すことが望ましいと考えます。
したがって、引き続き厚生労働省への働きかけを強められたい。

10. 「食の安全」の確保と食料自給率の向上について

- (1) 農水産業の振興、地産地消の推進、フードマイレージの普及、農産物輸出の振興、食料自給率の向上に係る食育・啓発活動や目標設定等、諸施策を積極的に講じられたい。
- (2) 食品廃棄や食べ残しの削減に向け、食品関連事業者の消費期限・賞味期限の適切な表示や、外食店舗での分量を選択できるメニュー提供の促進などの取り組みを展開されたい。